

**抗議声明**

オンライン請求の事実上の義務化方針に対し、撤回を求める

2023年4月8日

大阪府歯科保険医協会

理事長 小澤 力

厚生労働省は、3月23日開催の第164回社会保障審議会医療保険部会で「オンライン請求の割合を100%に近づけてくためのロードマップ（案）」を示した。

「光ディスク等」で請求している医療機関に対し、2023年4月から「オンライン資格確認の導入が原則義務化」されることに伴い、「オンライン請求も可能な回線が敷設する」などと結論づけ、2024年9月末までに全てのオンライン資格確認導入済み医療機関をオンライン請求に移行させることを目指すとした。

厚労省は、全国の医療機関の請求形態について「『オンライン請求』が増加する一方で、『光ディスク等』と『紙レセプト』は減少してきている」などと分析。しかし現在、特に大阪の歯科医療機関では2022年12月支払い分の調査でオンライン請求が28%と3割に満たない。光ディスク等63%、紙レセプト9%と、オンライン請求以外が7割以上だ。

そもそも、「オンライン請求義務化」については、2009年にレセプトオンライン請求義務化の撤廃を明記した厚生労働省令第151号の公布出され、保険請求は原則として電子媒体による方式とオンラインによる方式の選択制となった。その後も多くの歯科医療機関がレセプトデータの目的外使用、画一的なコンピュータ審査、情報漏洩の危険性、何より患者のプライバシー権の問題に抵抗し、結果として光ディスク等の請求を選択する歯科医療機関が現在も多くを占めることとなっているのが現状だ。

オンライン資格確認導入義務化については、「強行すぎる」、「拙速すぎる」、さらには「国によるハラスメントだ」などの声も噴出したが、政府の再三にわたる手段を選ばないやり方によって申請を受け入れざるを得ない医療機関も出た。

このような方法でオンライン回線を多くの医療機関に敷設させておきながら、オンライン資格確認義務化を撤回する、経過措置を見直すどころか、さらに踏み込んだオンライン請求義務化に舵を切り、既成事実化させていくやり方は断じて許せない。

医療DXの基盤整備の踏み台のために医療機関が患者と築いてきた信頼関係を破壊し、医療機関の廃業さえ顧みず地域医療を守る任務を放棄する方針だ。

協会は患者とともに保険証廃止撤回の運動とともに、オンライン資格確認義務化、オンライン請求義務化方針に対し撤回を求めるものである。

この件でのお問い合わせは、

〒556-0021 大阪府大阪市浪速区幸町1-2-33

TEL・06-6568-7731 FAX・06-6568-0564 <http://osk-hok.org/>

大阪府歯科保険医協会 政策部まで